

363. 立ち入り検査・電気用品安全法と規制範囲

所定の法律の施行に必要な限度において、担当大臣に立ち入り検査の権限を与えている(電気事業法第107条)

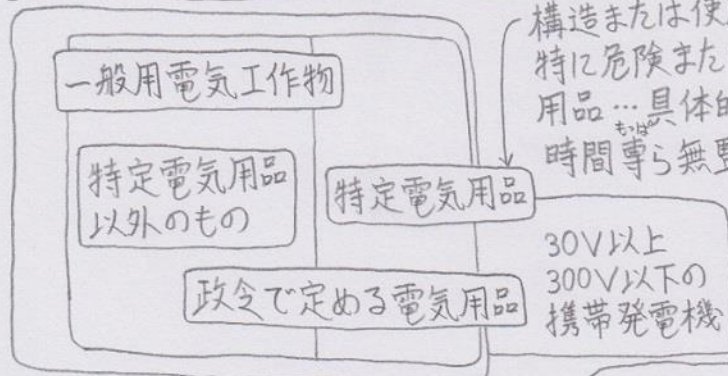
執行者	対象者	立ち入り場所	検査内容
主務大臣	原子力発電関係	省略	省略
経済産業大臣	電気事業者	営業所、事務所 その他事業場	・業務もしくは経理の状況 ・電気工作物、帳簿、書類 その他の物件
	・自家用電気工作物設置者 ・ボイラ-等もしくは格納容器等の溶接をする者	工場または営業所、事務所その他事業所	電気工作物、帳簿、書類 その他の物件
	一般用電気工作物設置者	一般用電気工作物設置場所(居住箇所を除く)	電気工作物

※立ち入り検査を担当する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が有れば、これを提示しなければならない

電気用品安全法:「電気用品の製造、販売等を規制すると共に、電気用品の安全性確保につき民間事業者の自主的な活動を促進する事」を目的として、従来の電気用品取締法を改正し、平成13年4月1日に施行

〈規制範囲〉:「一般用電気工作物の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの、及び携帯用発電機であつて、政令で定めるもの」と規定

・電気用品は特定電気用品と特定電気用品以外の電気用品に分類される



構造または使用方法その他の使用状況から見て、特に危険または障害の発生する恐れが多い電気用品...具体的には政令で定められているが、長時間専ら無監視状態で使用する電線・配線器具ならびに人体に直接接触して危険性が高い治療器具などが定められている



電気用品の製造業や電気用品の輸入業者、電気用品の販売店が対象ね

電気用品安全法は、粗悪な電気用品による感電、火災などの危険や、雑音などの障害を防止する事を目的としている

